

## 9

## 筑紫が丘A地区

協定区域	北区筑紫が丘1丁目～4丁目、9丁目の各一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 1995年11月8日
	面積	159,636.09 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2015年11月18日
用途地域	第一種低層住居専用地域		有効期間	2015年11月18日～2035年11月17日 (20年)

## 協定内容の概要

- (1) この協定締結時における区画は、分割してはならない。ただし、面積が筑紫が丘A地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が定める大きさ以上の区画については、分割後の区画のうち、最小区画の面積が、委員会の定める最小面積以上になるように分割する場合はこの限りではない。また、分割に伴い、宅地造成工事が必要となる場合は、事前に委員会の許可を得なければならない。
- (2) 1区画につき一の建築物を建築するものとする。ただし、老人室又は子ども室として使用する建築物で委員会の許可を得たものは、附属建築物として建築することができる。
- (3) 建築物の階数は、地下階を除き2以下にしなければならない。ただし、委員会の定める高さ以下の軒高の建築物は屋根裏部屋を設置することができる。この場合において、敷地の北側で道路、公園等に面する建築物以外は屋根裏部屋の北面の窓一つの大きさは、高さ、横幅ともにそれぞれ1m以内とし、すりガラスにする等プライバシーの確保に配慮しなければならない。
- (4) ア. 建築物の用途は、一戸建住宅とする。ただし、建築基準法に基づき診療所、店舗、又は事務所の用途を兼ねることができる。  
イ. 住宅以外の事業専用の建築物であっても、地区住民の福祉や利便性の向上等に貢献するものとして、委員会が予め定める用途（保育所・託児所・老人介護施設等に限る）に使用し、同委員会が定める所定の手続きにより承認された場合は、前記アの規定にかかわらず建築できるものとする。
- (5) 二世帯住宅を建築する場合は、複数の玄関を設置することができる。ただし、(2)に規定する附属建築物の場合を除き、建築物の内部でつながっていなければならない。
- (6) 二世帯住宅を建設する場合の同居予定の各世帯は、委員会が定める関係でなければならない。
- (7) 協定締結時の敷地の地盤面、又は敷地に築造されている石積みや擁壁等の天端位置から新たに外周境界方向の空間に人口地盤の目的で工作物を張り出し、又は延長してはならない。ただし、隣地の造成工事により、既存の擁壁等がその用をなさなくなった場合等で委員会の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 第2号の規定にかかわらず、同一人が所有する連続する複数の区画については、一つの敷地とみなして建築物を建築することができる。ただし、当該建築物は、屋根裏部屋を設置しないもので、かつ、当該敷地の北側で道路、公園等に面しない場合は、建ぺい率が10分の4、容積率が10分の8以下のものでなければならない。また、統合後の区画において、地盤面の変更等の宅地造成工事をする場合は、委員会の許可を得なければならない。

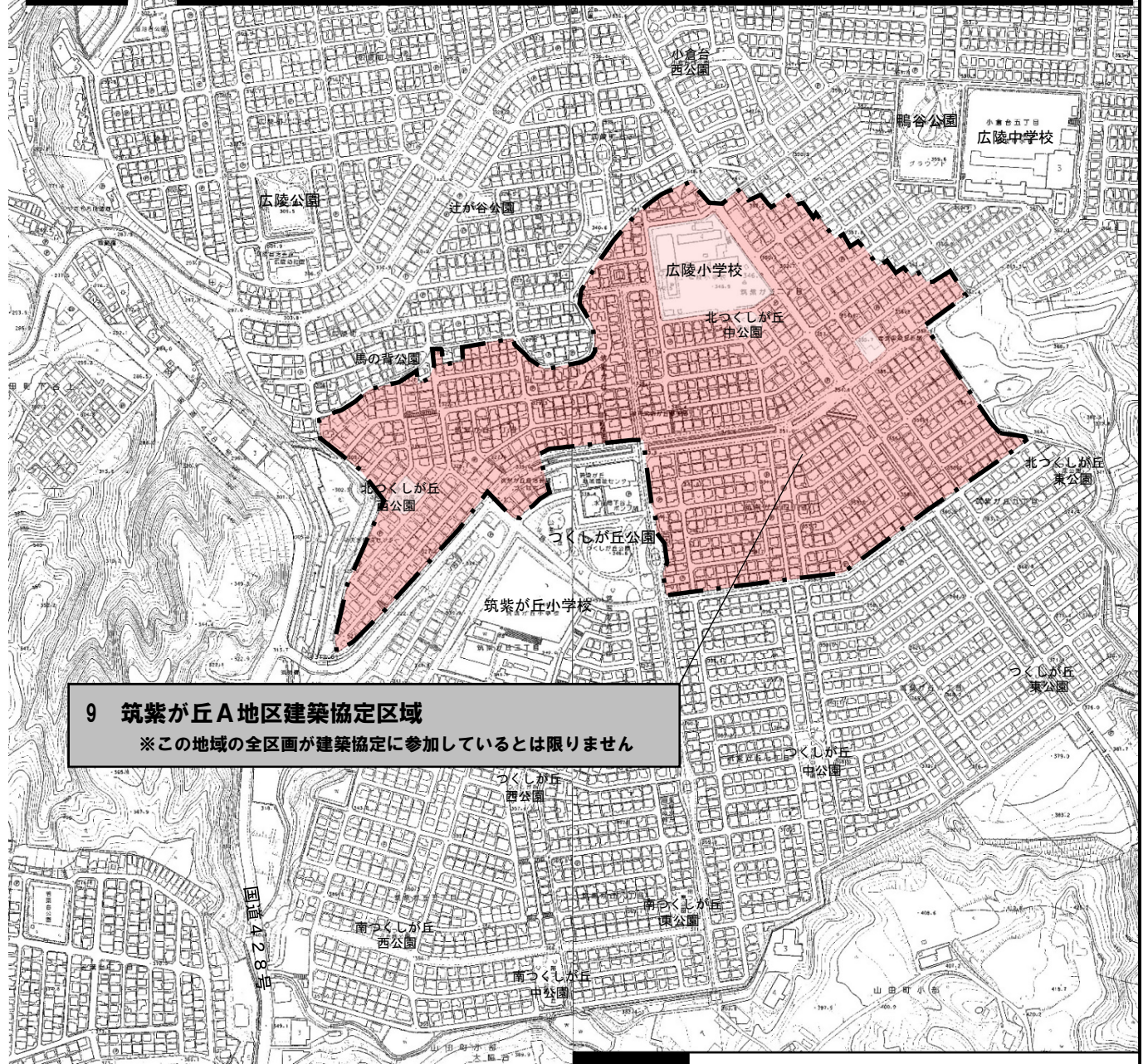
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

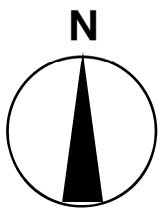
# 9

## 筑紫が丘A地区



### 9 筑紫が丘A地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



### 位置図

